

## 包括外部監査の結果に係る措置状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第3項の規定により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別紙のとおり通知があったので、同条第6項の規定により公表する。

令和6年7月31日

山形市監査委員 玉 田 芳 和  
同 伊 藤 明 彦  
同 浅 野 弥 史

行 第 13 号  
令和6年7月18日

山形市監査委員様

山形市長 佐藤孝弘

包括外部監査結果に係る措置状況について(通知)

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 通知対象の監査  
令和4年度包括外部監査「水道事業に関する財務事務の執行及び経営管理について」
- 2 通知内容  
別紙「監査結果に係る措置状況報告書」

監査結果に係る措置状況報告書  
令和4年度包括外部監査「水道事業に関する財務事務の執行及び経営管理について」

別紙

報告書ページ	区分	監査結果及び意見要約	担当部	担当課	措置内容
82	意見	(料金見直しの方向性について) 料金見直しの方向性として、費用面での固定費(需要家費を含む)と変動費の割合に、給水収益における基本料金と従量料金の割合をなるべく近づけていくべきであるが、現行の料金制度から使用者の影響の小さい範囲内で徐々に変更していくことを検討されたい。	上下水道部	経営企画課	「山形市上下水道事業基本計画」の策定および見直しに合わせて、料金算定を行っていくこととした。その際、基本料金と従量料金の割合についても検討を行う。
88	指摘事項	(料金算定期間の長さについて) 平成17年度の山形市水道料金審議会への提出資料を閲覧した結果、料金算定期間が平成18年度から平成21年度までの4か年で設定されていた。料金算定期間は3か年で設定することになっている山形市水道料金算定要領に準拠していない。	上下水道部	経営企画課	「山形市水道料金算定要領」を令和6年3月に改正し、料金算定期間を5年間とした。今後は、基本計画の作成および見直しの時期に合わせて、5年間ごとに料金改定の検討を行う。
88	指摘事項	(料金算定期間の連続性の喪失について) 平成18年の料金改定時の次に料金改定の検討が行われたのは、平成25年3月に公表された「山形市上下水道事業基本計画」の作成の際であった。平成18年度の料金改定の際の料金算定期間は平成21年度までであるため、平成21年度終了のタイミングで新たな料金算定期間で検討を図る必要があったが、検討が行われていなかった。	上下水道部	経営企画課	「山形市水道料金算定要領」を令和6年3月に改正し、料金算定期間を5年間とした。今後は、基本計画の作成および見直しの時期に合わせて、5年間ごとに料金改定の検討を行う。
88	指摘事項	(料金算定期間と山形市上下水道事業基本計画期間の不一致について) 山形市上下水道事業基本計画の対象期間を基に料金算定期間を5年間に設定しているが、料金算定期間を3か年とする山形市水道料金算定要領に準拠した運用になっていない。対象期間を5か年とする計画を基に料金算定期間を設定するのであれば、山形市水道料金算定要領の料金算定期間を5か年に改訂すべきである。	上下水道部	経営企画課	「山形市水道料金算定要領」を令和6年3月に改正し、料金算定期間を5年間とした。
92	意見	(料金算定期間終了時の差異分析について) 資産維持費を含んだ総括原価を適切に算定し、料金算定期間終了時には計画値と実績値の分析を実施されたい。	上下水道部	経営企画課	計画値がなく、計画値と実績値の分析ができないため、今回、基本計画の対象期間の前半5年間を算定期間として、総括原価を算定した。5年間が経過した時点で、実績値を基に再度算定し、分析する。
92	指摘事項	(山形市水道料金算定要領の改訂漏れについて) 山形市水道料金算定要領の内容に改訂すべき事項が生じているが、改訂が行われていなかった。水道料金算定要領は適時適切に改訂を行うべきである。	上下水道部	経営企画課	「山形市水道料金算定要領」を令和6年3月に改正し、受水費の額について、「平成12年度から改正された単価」という記載を「水道用水供給事業者との協議により適正に算定した額」という記載に変更した。

報告書 ページ	区分	監査結果及び意見要約	担当部	担当課	措置内容
93	意見	(水道料金審議会の適時開催について) 現在の水道料金審議会は、上下水道部が料金改定の必要性があると判断し、料金の改定案が作成された場合にのみ開催されることになっている。水道料金の定期的な検証機会を確保するため、少なくとも料金算定期間が終了する都度、計画値と実績値の差異の内容や新たな料金算定期間の計画内容についての検証のため水道料金審議会の開催を検討されたい。	上下水道部	経営企画課	水道事業の運営について検証する機会として、今年度中に水道事業の運営に関する懇話会を開催する予定であり、今後も計画の見直しなど、機会を捉えて開催を計画していく。また、算定期間毎に審議会を開催していく。
133	指摘事項	(減損損失の検討について) 山形市上下水道部では、経理担当者が固定資産の減損の判定の要否について検討を行っているものの、文書として保管しておらずその検討過程が客観的に確認できない。	上下水道部	経営企画課	令和6年3月に「山形市上下水道部減損会計取扱要綱」を策定し、令和5年度決算から減損についての検討結果を文書で残していくこととした。
134	指摘事項	(資産グループについて) 遊休資産について、「重要性の乏しいもの」として、他の資産及び資産グループから独立して取り扱っていないが、どのような場合に重要性が乏しいと判断するか定義づけを行っていない。	上下水道部	経営企画課	令和6年3月に「山形市上下水道部減損会計取扱要綱」を策定し、重要性の乏しい資産についての定義づけを行った。
134	意見	(境界杭について) 配水管埋設用地について、市で保有する土地と市民が保有する土地との境界であることを示す境界杭が確認できなかったが、資産の保全の観点から、その境界杭は市民が見て明確にわかる状態であることが望ましい。	上下水道部	総務課	境界杭を掘り起こし、境界が明確にわかる状態とした。
134	意見	(注意を促す看板について) 配水管埋設用地について、市の保有する土地であること注意を促す看板が、老朽化や樹木に隠れはっきりと見えない状態のものが確認されたが、資産の保全の観点からは、市民が見て明確にわかる状態であることが望ましい。	上下水道部	総務課	担当課に看板の修繕と草刈を依頼し、見やすい状態へと措置した。
137	意見	(ネーミングライツの有効性) 収入増への取組等により政策的経費の確保を図る目的として、他の自治体の取組例を参考にして、施設(浄水場や配水池等)や水道水源林のネーミングライツの募集の効果を検証し、収入増への取組を検討いただきたい。	上下水道部	経営企画課	水源涵養林については、林道の整備状況や周辺道路の交通量等からネーミングライツへの活用は難しいと判断した。そのほか、広告事業に活用できる市有財産として、立地条件等から浄化センターの壁面広告を検討し、令和3年度に広告代理店への相談を行ったが、建物の老朽化により広告への活用は難しいとの結論に至った。合わせて、敷地内道路側への広告看板設置を検討したが、地中配線があり当該場所への看板設置はできないことがわかった。また、見崎浄水場敷地内への広告看板設置についても検討したが、隣接する高速道路に係る屋外広告物の規制により設置は不可であった。 以上により、当部が所有する市有財産の広告事業への活用は現状では困難であると判断した。

報告書 ページ	区分	監査結果及び意見要約	担当部	担当課	措置内容
145	意見	(固定資産計上範囲の不明確について②) 工事発注担当部署では公営企業会計制度に必ずしも詳しい職員が配置されているわけではないため、予算要求段階から固定資産計上の是非について明確にしておくため、付随費用の範囲を内規として設けておくことを検討されたい。	上下水道部	経営企画課	令和6年度当初予算編成から、予算見積りの内規である「当初予算見積基準表」に「委託料に係る建設改良と費用の区別について」と「修繕費支弁基準」を追加した。
147	意見	(システム調達の長期継続について) 高額なシステムとなる管路情報システムを短期間で入れ替えるのは経済合理性に欠けるものと考え、10年や20年スパンで見た場合に保守費用が高止まりしていないかを検討する必要があり、長期間での提案をさせる形で総コストの圧縮を検討されたい。	上下水道部	水道管路維持課	保守費用は他都市への費用・契約調査の結果、妥当と判断しており、長期継続契約は該当しないことから、今後も、システム委託内容のモニタリングと精査を行い、システムの性能確保を図るとともに、他都市への動向調査を定期的実施していく。
153	意見	(市内ブロックごとの督促状納入期限以降のスケジュールの乖離について) 同じ山形市内であるが、市内3ブロック(北部・中部・南部)ごとに督促状納入期限以降のスケジュールが異なることにより、給水停止日が北部と南部では3週間程度乖離している。給水停止について3週間もの乖離があるのは、使用者の公平の観点からは解消に向けて何らかの検討を行う余地があると考えられる。	上下水道部	業務課	現在の人員体制も踏まえて給水停止スケジュールの見直しを行い、市内3ブロックにおける給水停止の実施期間について、おおむね2週間程度に短縮した。
153	意見	(停水解除に際しての誓約書の徴求について) 停水後に未納料金の全額納入、分割納入の誓約、次回の支払いの約束があった場合に、停水を解除しているが、市の直営時代から分割納入の誓約等については口約束のみで停水を解除しており、誓約書までは徴求していない。何度も約束を反故にされる滞納者については分割納入等の誓約した事項の確実な履行を促す観点から、停水解除に際しては誓約書を徴求すべきと考えられる。	上下水道部	業務課	何度も約束を反故にする滞納者については、納入状況の管理を徹底した上で、入金を確認されない限り停水を解除しないものとし、誓約書の徴求は行わない。
154	意見	(督促手数料及び延滞金の徴収について) 水道料金債権の発生原因が給水契約による私法上の契約に基づくものであっても、供給規程(給水条例)に定めがある場合には、督促手数料及び延滞金を徴収することが可能であるとされている。延滞金を徴収するかどうかを再度検討し、併せて規程整備を行い、徴収が必要と判断した場合には、次回のシステム改修のタイミング等で延滞金の計算機能を付加することを検討されたい。	上下水道部	業務課	水道料金については、平成16年11月18日付での厚生労働省の行政解釈の変更に伴い、平成17年3月議会において、山形市給水条例の一部改正を行い、督促手数料及び延滞金についての規定を削除しており、徴収の根拠が無いこと、また、給水停止処分を行うことにより、延滞金の発生を抑えることが可能であることや、新たに延滞金の徴収を行なう場合、コスト面や事務面での負担が大きく、企業会計として徴収を行う必要性が低いことから、延滞金の徴収は行わない。
187	指摘事項	(過去の退職給付の支給水準の改定の影響に関する処理について) 退職給付引当金の計上初年度である平成26年度から平成30年度にかけて、新たな人事委員会勧告を考慮した計算の見直しを行っていなかったことから、平成31年度より計上不足額を10年に分けて均等に積み増していたが、当年度の退職手当の要支給額に相当する金額を計上する方法を採用しているため、本来は不足額が判明した平成31年度より全額退職給付引当金に計上するべきものであり、結果として令和3年度の退職給付引当金が過少となっている。	上下水道部	総務課	引当金の計上不足額について、令和6年度予算において一括計上した。